

裁判員経験者意見交換会議事録

1 はじめに

(1) 司会者による意見交換会の進行方法の説明

司会者：それでは、始めさせていただきます。

今回、司会を務めさせていただきます裁判官の登石です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は御多忙のところ、お集まりいただきまして、まことにありがとうございました。裁判員の方には、裁判の終了後にアンケート等という形で御意見を伺っているところですが、それからしばらく経ったこの時点で事件等を振り返っていただいて、御意見をいただくというのは非常に有意義かなと思っております。ぜひ、今日は忌憚のない御意見をよろしくお願いいたします。

(2) 出席している検察官、弁護士及び裁判官の紹介

司会者：それでは、今日出席されている法曹関係者の紹介をさせていただきます。

まず、検察庁からは磯谷検察官に来ていただいております。

検察官：よろしくお願ひします。

司会者：裁判所からは岩倉判事に来ていただいております。

裁判官：よろしくお願ひします。

司会者：弁護士会から西谷弁護士に来ていただいております。

弁護士：よろしくお願ひいたします。

司会者：出席者の方には適宜御発言いただいて、質問に答えていただく、あるいは御意見をいただくというような形で進めたいと思います。

2 意見交換

司会者：それでは、今日の論点ですが、あらかじめ用意しました論点としましては、当事者双方の主張・立証のあり方というのが第一点、第二点としては事実

認定，刑の重さに関する評議のあり方，この二点について主として意見交換していただくということにしております。また，それにつけ加えまして，守秘義務についても是非御感想，御意見をいただきたいというふうに思っております。

その後，傍聴の報道記者の方々からの質問の時間というのを，最後の20分間設けております。大体8時ぐらいの終了を予定しておりますので，御意見の交換の時間としては，7時40分ぐらいまでを予定しております。その間に適宜，途中で1回休憩をとらせていただくという感じで進めていきたいと思えます。

それでは，早速ですが，論点の第1，当事者双方の主張・立証のあり方ということについてお聞きしたいと思います。

まず，いかがでしょうか。恐らく初めて裁判員裁判に参加されたということでは，参加されるまでは，実際に法廷で事件を見て聞いて，本当に当事者の言うことがわかるのかなとか，不安がいろいろあったと思うんです。そういった状況のもとで実際に参加されてみて，当事者の主張・立証活動についていろいろ感想を持たれたことと思えます。そういった意味で，全般的な感想，印象について，それぞれの方に伺ってみようかと思うのですが，よろしいでしょうか。

それでは，まず1番の方，いかがでしょうか。参加されるまでは結構緊張されて，どういったことになるかなという印象を持たれていましたか。

裁判員経験者1：そうですね。裁判とかを見に行ったことすらもなく，初めて裁判員として裁判がされているところに参加したんですけど，正直，初日から最終日まで裁判と評議をしていく中で，あまりリアリティがなくて，2時間ドラマをすごく真剣に見ているみたいな，そんな感じ。

司会者：リアリティがないというのは，原因はどういうところにあるのでしょうか。何か当事者の進め方とか，そういうところにあるのでしょうか。

裁判員経験者1：というよりも，あまりにも日常からかけ離れているというか，そうやって罪を犯した人とか肉親が被害にあった人たちに生まれて初めて出会ったというのもありました。

司会者：1番の方の事件は殺人ということですね。

裁判員経験者1：自分が今まで生きてきた中で、自分の生活とは全然違った生活をされてきた人たちの中で起こった事件だったというのもあったので、どうしても自分の中でそれが本当に起こったことというふうに思うまでにすごく時間がかかったというか。

司会者：全体の印象として、当初予想された、裁判というのは一般のイメージでは結構難しいかなとか、そういうイメージがあるかもしれませんが、お聞きになって、あるいはご覧になって、当事者の活動から見てのわかりやすさというか、全般的な印象としてはどうでしょうか。

裁判員経験者1：やっぱり弁護士の方や検察官の方が使われる言葉や話の言い回しとかってというのは、やっぱりちょっと難しいところがあったので、裁判の中で話を聞いて、それをうまく自分の中で飲み込んで、理解するというのは非常に難しかったですけど、初日に裁判官の方2名と裁判長1名と交えて評議していく中で、すごくかみ砕いて説明していただいて、さっき弁護士の方はこういうふうにおっしゃっていたんですよとか、すごくわかりやすい言い回しに変えて評議中は話をしてくださっていたので、そういう意味ではわかりにくいということは全くなかったです。

司会者：どうもありがとうございました。

それでは、2番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者2：わかりやすさという意味で言えば、私の場合は弁護士の方も検察官の方も、我々素人に対して、素人が理解しやすいようにお話をしたり、資料をそろえておられるんだろうなといったところがわかりました。実際に聞いていて、非常にわかりにくいという印象はなかったんですが、後々、評議に至るまでの過程の中で思ったのは、一点だけわかりにくかったのは、事件が起きた背景の部分から終わりの部分までの、いつ、何が起こったのかという細かいようなところが、資料の中にもあまり整理がされていなくて、これが先に起こったのか、これが後に起こったのかというのが、後でどうだったかなということ

ころで、その辺が、最初にわかりやすく説明をいただければもっとよかったんじゃないかなと。

司会者：2番の方の参加された裁判は、逮捕監禁致死ということで、非常に難しい論点があったようですが、そういったことは特に影響はなかったですか。

裁判員経験者2：論点の難しさは確かにありました。非常に表現が難しいですけれども、その事件をどういうふうに見るか、解釈するか、評価するかというようなプロセスといいますか、その辺がやはり、恐らく評議の中で裁判官の方がお話しいただく内容を最初はなかなか理解ができなくて、後々、こういうふうな形で物事を整理して考えるんだなというのがわかったということで、難しいとは思いますが、最初からそういったことが少し頭に入っていたら、もう少し脱線せずに理解して話ができただろうかと思いますが。

司会者：ありがとうございました。

それでは、3番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者3：私も、こういうのは、よい経験というのもおかしいんですけど、初めての経験でさせていただいて、でも現場の写真とか、血のついたものとか。

司会者：殺人未遂と銃刀法違反ですかね。

裁判員経験者3：傷害の程度が強かったんですけども、そういうのを見せていただいて、私はまだ大丈夫なんですけど、もっと見せられて怖い方とかもいらっしやるので、それもどうかと。殺人だったらもっと怖い写真とか、私らは初めて見るもので、驚きがあると思うんですけど、そういうのをやっぱり見えないといけないんですかね。

司会者：事件によると思いますけどね。できるだけ、そういった意味での御負担をおかけしないように双方工夫はしているんですけど。

裁判員経験者3：裁判の結果としては、裁判長の詳しい説明がよく理解できたので、スムーズに進んでいったと思うんですね。

司会者：先ほどの1番さんのときにもお聞きしましたが、参加される前のイメージとして、裁判というと、もしかしたら結構難しいことをやるなというイメージ

ジがあると思うんですが，それと比べて実際に体験された，法廷にあらわれるそれぞれの主張活動なりなんなりというものはどんな感じでしたでしょうか。

裁判員経験者 3：内容的にはそんなに難しい問題ではなかったもので，すごく理解はできたし，言葉もわかりやすかったと思います。

司会者：ありがとうございます。

それでは，4番と5番の方は，たまたま今回同じ裁判で，殺人と傷害という事案だったと思いますが，まず4番の方からいかがでしょうか。

裁判員経験者 4：私が参加して，まず初日に思ったのは，初日に見せられた情報量がすごく多いなということだったんですよ。いきなり私たちの場合は二つの事件を一緒に扱うものだったし，昔の法律でやらなくてはいけないということも。

司会者：かなり昔の事件が1件あったんですね。

裁判員経験者 4：それで，説明されたのがすごく長くて，こんなに情報が。

司会者：それは，いわゆる冒頭陳述ですか。

裁判員経験者 4：最初にそんなたくさんのことを知らされると，これをかみ砕かなくてはいけないのかと，ちょっとびっくりしましたけど。

司会者：そこはすごく大切なところなので，改めて後ほど聞かせていただきたいと思います。全体の印象としてはどんな印象でしたでしょうか。当初の予想と比較して。

裁判員経験者 4：最初にお手紙をいただいたときから，これはひょっとしたら選ばれるかもしれない，選ばれたものだと思って，もし選ばれたら自分の持っている常識や良識とかを，感情的にならずにどこまでうまくできるかなというのが一番の心配でしたね。

司会者：では，5番の方，お願いします。

裁判員経験者 5：まず，評議につきましては，私も裁判官の方とかとお話をさせてもらうのは初めてで，かなり緊張していたんですが，いざ始まってみると，私らのレベルまでおりてきてくれて，いろんな話を聞かせてくれたので，ざっ

くばらんな雰囲気の評議させていただいたので、割と評議の場は最初に思っていたよりも気楽に進められたので、まず評議はすごくよかったと思います。自分が最初に考えていたよりも気楽にできた、その点ではよかったですね。

あと、どのタイミングで言うたらあれなんですけど、先ほど4番さんもあったんですけど、最初の弁護人が話すとき、例えば食事を1日目に何を食べたまでずっと出て、それですごく時間が、あの時間がすごい無駄、別に何を食べても関係ないというか、そういうふうなことが随所でちょっと、これは要らないんじゃないかと。例えば、私たちの事件は殺意があったか、それとも殺意が認められないかということだったので、被害者たちが当日までに何を食べたかなんて、ほとんど関係ないことを検察側からつらつらと、それが全体の印象の中では結構無駄な時間。しかも、すごく長くかかったので、そういうのが感じられました。

司会者：それでは、4番さんと5番さんから御指摘のあった、最初の主張なんですかね、恐らく冒頭陳述でしょうか。手元の資料で記憶を呼び戻していただくと幸いなんですけど、検察官の場合はA3サイズの見開きの、何か図が入って、囲みがあったりするようなものが一般だと思うんですけど、弁護人側から出される冒頭陳述は比較的、A4サイズで文章色が濃いと思うんですけど、4番さん、5番さんが御指摘になったのはこの部分ということでしょうか。

御指摘があったということで、先の論点である冒頭陳述のあり方について御意見をお聞きしてみたいと思いますが、4番さん、途中で遮っちゃったんですけど、もう少し御指摘いただけますか。

裁判員経験者4：私たちが知りたかったのは、事件のときの状況とか殺意とか、そういう事件そのものにかかわる詳しいことを一番知りたかったのに、それに至るまでの経緯の長いこと、長いこと。それで、先ほど5番さんもおっしゃったような、例えば何日に何を食べましたとかいう伝票まで出されたりとか、これは必要なのとか一生懸命に考えたのですが、結局あまり関係なかったかなと。もっとうまくまとめていただきたかったなというのがありますね。

司会者：それは，双方からの冒頭陳述。

裁判員経験者 4：検察からのほうです。丁寧に伝えようとしてくださっているのもわかるし，こういうのも証拠としてありますよというのを全部示して下さっているのはわかるんですけども，もうちょっと配分をうまくしていただきかったなというのが私の感想です。

司会者：そうしますと，それは全体的な情報量が多過ぎるということですか。

裁判員経験者 4：必要なものにもうちょっと絞っていただきたいなという感じがすかね。

司会者：5番の方も同じような御意見ですか。

裁判員経験者 5：先ほども言ったように，殺意があったかなかったか，これはすごく大きな問題で，殺意があれば今回の私たちの判決になりましたし，殺意がなかったら無罪という結構大きな，両極端な事件だったので，そこはすごく大きな論点なんですけど，ただ正直な話，素人目で考えると余計なことが多くて，そこを省けば3日ぐらいで終わったんじゃないかというような部分があったと。医師の診断というのをもとに，そののところをもっと大きく，目撃者がいないものですから，被告人は認めているわけですから，あとはそこが一番大きな，私たちが一番知りたいのは医師からの話。というのは，医師の話が被告人のうそを判断する一番のポイントだったと思うので，そこを厚くしていただいて，それ以外の余計なことは要らなかったと。

司会者：冒頭陳述は，かなり初期，審理の最初の段階で行われるということで，皆さんも緊張されている状況の中でのものですから，争点，あるいは双方の主張，検察官であればどういった構造で，どういった証拠で立証していくかということ，コンパクトに，簡潔に裁判員の方々に示して理解していただく趣旨の文章だと思うんですが，その点から，今御指摘のあった点も含めて，ほかの裁判員経験者の方はいかがでしょうか。冒頭陳述のわかりやすさという点で，どういうふうにお感じになったか。今，一つ出たのは量の点，それから評議の関心のところにポイントが絞れていないんじゃないかという点だったかと思う

んですが、その点も含めて何か、こういった点を感じたなどかありますでしょうか。

今、皆さんがご担当いただいた事件の資料を事前に拝見しますと、検察側の冒頭陳述というのは概してA3用紙1枚程度で、5番の方のところでは1.5枚くらいだったと思います。実際に話された内容は、もしかしたらそれよりも多かったのかもしれませんが。ほかの裁判員経験者の方のところでは大体A3用紙1枚、あるいは1.5枚とかいうところですね。だから、それ自体はむしろ簡潔なんですけどね。むしろ、弁護人の冒頭陳述が、文章式で、1番さんのところはA4が9枚くらいなのですが。その点はいかがでしょう。

裁判員経験者1：私の事件のときは、検察側の冒頭陳述要旨はA3が1枚、プラス証拠一覧表という形で、全部で5枚になるんですけど、検察側の用紙のほうはすべてを時系列に並べてあって、箇条書きにする形なので、これを1枚見れば事件のあらましであるとか、争点であるとか、そういうところはよくわかるような用紙になっていました。

弁護側の弁護人冒頭陳述要旨というのが本当に分厚い、一応A3の用紙に冒頭陳述の要点ということでまとめて、御一緒に出していただいている分もあったんですが、ずっと論文かのように文章が書かれているのが、弁護人の方はそれが基本だったんですけど、正直言って、これを渡されて読むのはしんどいよねとまずなりました。

司会者：実際の冒頭陳述、口で行われる、プレゼンテーションされるときに手元にあるわけですか。

裁判員経験者1：そうですね、手元にある状態で、弁護人の方もこれに何か加えて話すというわけではなく、これを片手に全部読まれていたので、これは要るのかなという疑問は湧きました。同時に要点をまとめたものが配られたのもあったので、こっちだけでいいかなというような感じではありました。

司会者：3番の方、先ほど何か発言しようと言われましたか。もし何か御意見があれば。

裁判員経験者3：私のほうは、検察官からの仕方は全部書かれていて、弁護士側の冒頭陳述がすごく長くて、それこそ感情のないまま本を読むように、多分、国選だったと思うんですね。だから、もっとベテランの方がされたらもう少し違う弁護のやり方があったんじゃないかなと感じたんですけど。

司会者：国選でも、ベテランの方、新しい方、いろいろいらっしゃいます。

裁判員経験者3：まだ初々しい方でしたので、そういう感じがいたしました。

司会者：今、情報量とかの観点で御発言をいただきましたけど、ただ読み上げるだけという御指摘もありました。プレゼンテーションの技術として見たときに、もうちょっとやり方があるんじゃないかという御指摘のような気もしたんですが。

裁判員経験者3：もう少し感情的に、人間味のある言い方をすれば、もっと変わったんじゃないかなと思ったんです。

司会者：その観点からいかがでしょうか、2番の方。恐らく、ふだんの生活の中でいろいろプレゼンテーションに接せられることも多いと思うんですけど。

裁判員経験者2：今おっしゃっている意見と私も違わないです。ただ、私の場合は弁護人の方がベテランの方だったので、同じ読むにしても、抑揚をつけて感情に訴えるようなお話の仕方をされたように思います。ですから、どこを強調したいのか、何が違うのかといったところは、結構聞いているのはしんどかったですけど、比較的わかりやすかったかなというのは思います。

司会者：冒頭陳述に関して、法曹三者の方から何か御質問や御意見はありますでしょうか。

弁護士：弁護人からは、検察官が先に冒頭陳述をされて、その後に弁護人が冒頭陳述をするわけですが、わかりやすさとか、本来ならストーリーがちょっと違うはずなんですね。検察官からはこう見ている、弁護人からはこう見ているという形で、対比して皆様にどう判断していただくかという形だったと思うんですけど、そういう検察官と弁護人の対比という観点とか、わかりやすさという観点で、弁護人と検察官との主張の違いみたいなものが伝わったかどうか

か。抽象的な質問で申しわけないのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

司会者：先ほどの4番，5番の方の御意見ではあまり，その辺も含めて伝わって
いなかったということなんでしょうか。両者を対比したときに，弁護人の主張
というのがそこで際立つかということですかね。

裁判員経験者4：私たちが担当した事件では，無罪か懲役何年かみたいな，すご
く私たちの判断によって大きく分かれるところだったので，弁護人の方にもす
ごく，この方はこういう部分で無罪になるべきだということをはっきりとおし
ゃっていただきたかったのに，ただ単にこうだからこうですよみたいな，被告
の何をどうかばって無罪にしてあげたいのかという明確なものがわかりにくか
ったんですよね。ちょっと伝えにくいんですけど。

裁判員経験者5：ちょっと質問から外れるかもしれないんですけど，この件につ
いて私を感じたのは，当然何も知らなくて，参加させてもらったときに，正直
な話，聞く内容によって大きく自分の考えが乱れたというのがありまして，一
つには，例えば殺意，ここがすごい大きな論点だったんですが，私たち素人が
思っている殺意と，法律上の殺意は違うという点がすごく，ここが一番大きな
ポイントになってくる問題で，例えば殴って相手を死なせてしまう可能性があ
ると。それは，たまたま死なせてしまったんですけど，それは後で考えたら，
殴ったら死ぬ可能性があると考えたときには，それは殺意だと。

司会者：殺意についてどう考えるかというのは非常に難しいところで，恐らくそ
れが争点になったと思うんですが，冒頭陳述では，その殺意があるかないかにつ
いて，それぞれの立場から，検察官はあったと，弁護人はそうじゃないんだ
よという形で，これから行われる立証を前にして，それぞれの見方，主張を最
初に提示することになります。そこでの理想としては，それぞれの見方なり，
視点が違うんだということ，こういう見方でこう考えるとそうなんだな，ある
いは，そうじゃないんだという，その違いがくっきりと出てくるといいんだと
思うんです。その辺が両者の対比の中であらわれたかどうかはいかがでしょう
か。

裁判員経験者 5：まず，根本的な問題として，それは殺意なんだということを教えていただいたんですね，私たちにアドバイスをしてくれる裁判官から。私たちが思っている殺意，一般の方が思っている殺意と実際の法的な殺意は違うと。それは当然，弁護士の方も知っているはずなんです。答えは，本当は完結しているわけです。私たちは裁判官の方にお話を伺って，それは殺意なんだなというのを私たちの注意に入れたのです。

司会者：そうすると，弁護人の冒頭陳述では，そういった意味での前提がどうなのかなという感じですか。

裁判員経験者 5：そのとおりです。殺意じゃないとおっしゃるから。その時点で，法的な根拠は何になるのかというのがすごく揺らいでしまって。

司会者：ほかの方はいかがでしょうか。今の点はよろしいでしょうか。

それでは，次に主張と証拠調べということに入りますが，まず証拠調べに入る前提として，裁判官から恐らく主張と証拠は違うんだよという説明を最初にさせていただいていると思うんですけど，その辺は十分に理解できたでしょうか。ここからは証拠調べ，これが要するに判断の資料になるんだよというようなところが理解いただけていたでしょうか。

3番さん，ちょっと首をかしげていますが，いかがでしょうか。

裁判員経験者 3：理解していなかったと思います。

司会者：理解されていないというのは，もしかしたら冒頭陳述も証拠かもしれないというような感じになっているということですか。それは，どういうところに原因がありましたか。

裁判員経験者 3：その辺の区別というのが，自分自身はつきりわからなかったみたいです。

司会者：それは，恐らく裁判官からの説明の仕方とかもあると思いますし，当事者の主張と立証のやり方，実際の証拠の説明の仕方とか，そういった面があまりはつきりしないとかいうのもあるのかもしれないんですけど，どの辺が理解し難かったのでしょうか。

裁判員経験者3：とにかく，その場は一応聞いているんですけど，わからないまままで評議に入って，裁判官の方から説明を受けて理解できるようになったと思います。

司会者：それは，その都度，例えば法廷から戻ったときに，今のは証拠じゃなくて主張なんですよと言われると，そうかと思われる。あるいは，今のは証拠なんですよと言われて理解するということですか。

裁判員経験者3：そのときはわからない状態で，ただ聞いているだけです。

司会者：それは，一番緊張が高いと思われる初日とかのことですか。

裁判員経験者3：そうですね。

司会者：だんだんとそれは理解された。

裁判員経験者3：2日目から少しは変わってきたと思うんですけど。

司会者：わかりました。ありがとうございます。

少し先に進みますが，今出たところで，証拠の取り調べの仕方という点について御意見をお聞きしたいと思います。恐らく最初に出てくるのが書証，あるいは証拠物の取調べかと思うんですけど，その辺を聞かれ，あるいは，見ておられてどんなふう感じられたでしょうか。1番さん，いかがでしょうか。

裁判員経験者1：証拠物というのは，例えば。

司会者：例えば凶器である包丁とか。殺人ですと，実際に刺した包丁とかが何かケースに入って出てきて，順番に回して見ていただくこともあるかと思います。それから，書証というと調書の朗読だったり，モニターにこれが現場の写真ですよとあって，実況見分調書とかの一部が示され，ここが刺されたところですか，ここにいたんですとか，説明があったかもしれません。そういった一連の証拠調べのときに，それを見て，あるいは聞くことによって，何を証明しようとしているのかとか，その辺はよくわかりましたでしょうか。

裁判員経験者1：私の事件の場合も，弁護側と検察側と言っていることがまるで違うという形だったので，本当にこの証拠から事実を導き出して考えていくという形だったんですけど，写真であったりとか，解剖結果の内容であったりと

か、そういうことから事実はこちらでないとおかしいよねという話にたどり着いたので、そういう意味では、何でしたっけ。

司会者：証拠物，書証についてごらんになって，何のためにそれを見ているのかというのがおわかりになったでしょうか。

裁判員経験者 1：そういうのはすごくわかりましたし，恐らく一緒に参加していた裁判員の方，皆さんも理解した上で評議ができていたと思います。

司会者：それは，特にどういう点がわかりやすさにつながったかのでしょうか。今一部おっしゃいましたけど，ほかに何かありますか。こういう点をこうしてくれたからわかりやすかったんじゃないかとかね。

裁判員経験者 1：やっぱり写真があったりとか，解剖とかの報告書もちょっと難しい書かれ方とか，刺し傷みたいなものもちょっと難しい言葉で書いてあったりしますが，そんなのも逐一説明してくださって，話を進めていけたというのもありますし，写真を使って，今はこのことを話していますよねと指さし確認しながら，一つ一つ理解しながら話を進めていけたので，そういう評議の進め方においてもすごくわかりやすさがありました。

司会者：2番の方はいかがでしょうか。2番の方は先ほど指摘させていただきましたが，かなり難しい論点があった事件だと思うんですけど，実際の証拠がどういう関係で調べられていて，何のためのものかというのはよくわかったでしょうか。

裁判員経験者 2：証拠については理解できたと思います。先ほど1番さんが言われたように，特に弁護人と検察側で相違があるようなこともなかったです。私の場合は，基本的に写真，画像しかなかったもので，現物というのはなかったんです。ただ，先ほど冒頭に4番さん，5番さんがおっしゃっていたと思うんですけど，こんなんがあります，こんなんがありますという話でいっぱい写真とかが出てくるんですけど，これは本当に必要なのかなというようなことも細かく説明されていたので，あまり情報量が多いと，後々困惑するようなところがあるのかなというふうな印象を持ちました。

司会者：3番さん，この点はいかがでしょう。

裁判員経験者3：検察官の取り調べのやり方が，被告人の性格や起伏の激しさとか，感情をそのまま出す人とか，いろいろいらっしゃいますので，そういう性格というのをよく読まれて取り調べをされると，もっと本心が聞けるんじゃないかなと思うんですけどね。

司会者：今おっしゃったのは，被告人質問のときですかね。

そうしますと，今，被告人質問のお話ししていただいたので，証人尋問や被告人質問の点も含めて，御意見をお聞きしようかと思いますが，書証に関していうと，時間の長さはどうだったでしょうか。実際に書証とかを調べている時間，一番最初の証拠はこれですとって映されて，2番目はこれです，3番目はこれを見てください，4番目は調書なのでこれから朗読しますというような形で一連の証拠調べが続いたと思いますが，その長さについて何か御意見はありますか。これは，もしかしたら休憩時間の取り方の問題になっちゃうのかもしれないですが。

書証の取調べは，選任手続が午前中であって，その日の午後から行われたところも結構あるんじゃないかと思うんですが，そういったときに，時間の長さ，情報量とか，そういう点はどのように感じられたでしょうか。4番さん。

裁判員経験者4：私自身の感想としてはそれで十分な，ほどよいというか，長くてもここは重要だから理解しなくてはいけないんだなという意味で，私にとっては十分な時間だったと思いました。

司会者：特に長過ぎるというようなことはなかったですか。5番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者5：まず，先ほどの証拠物などは私たちはなかったもので，内臓の破損ぐあいからいろいろ考えていけないということだったので，その辺は医師がこれだけ破損した場合はこれだけの力が加わっているということを写真を見ながら話してくれたので，わかったのか，わかったような気分になっていたのかはわかりませんが，医師の説明で理解をしました。

長さですけど、裁判官さんの考え方にもよるんでしょうけど、私たちの裁判は評議まで含めて、いつも5時半ぐらいまでかかったので、素人にしては正直しんどいあれでしたね。一応予定表では4時半ぐらいには終わるといふあれなんですけど、正直、6日間丸々5時半まで、これは進行している裁判官さんの意志等によって変わってくると思うんですけど、私たちの場合ではそうでしたので。

司会者：かなり頻繁に、30分ぐらいで休憩という形をとったんですかね。

裁判員経験者5：休憩が多かったせいもあるかもしれませんが、拘束時間的には、素人にしては、特に最初よりも感情移入して、精神的に疲れていましたので、5時半までぴっちりというのは正直疲れしました。

司会者：ありがとうございました。

それでは、ちょっとだけ証人の点についてもお聞きしたいんですが、証人尋問のやり方について、何か御感想とか御意見はありますか。主尋問と反対尋問と両方あったと思うんですけど。特に一体何のために聞いているんだとか、そういった観点がはっきり出ていたかどうかですね。1番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者1：証人尋問に来られた方は一人だったんですけど、その証人尋問で得られた情報をもとに、後で出てくる刑の重さとか、情状酌量とかを考える点ではすごくいい材料になったので、証人尋問ではこちら側が欲しい情報だったりとかいうのは得られたと思います。

ただ、証人の方も緊張されている中というのもあったので、そういう中でしゃべっている中で、弁護人の方とかが言わせたいことを言わせているのかなという印象を受ける尋問だったんです。

司会者：それは、弁護側の証人について。

裁判員経験者1：そうです。被告人側の親族という形で証人の方が来られていたんですけど、恐らく証人尋問の前に打ち合わせ等をして、こういうことを主張してくださいね、こういう事実を皆さんに伝えてくださいねという打ち合わせ

があったんだと思うんですけど、やはり緊張されていて、打ち合わせとは違うことを言ってしまったりとか、そうですねって、全然違うことに「はい。」と言ってしまったりとかってなったときに、そうじゃないでしょうと割って入ったりとか、そういうのを見ていると、何か言わせたいことを言わせているだけなのかなと思ったりとか、そんなにきつく言ったらかわいそうやんみたいな印象まで持ってしまったので、やり方自体はどうかなとは思いました。

司会者：2番さんは、先ほど来申し上げているように、かなり論点的に難しい中で、核心的な証人というか、中心になる証人について、反対尋問が弁護側からされていると思うんですけど、感じられたことは何かありますでしょうか。あるいは逆に、検察側の証人尋問について、事件の争点との関係でポイントを突いていると感じられたかどうかとか、その辺はいかがでしょうか。

裁判員経験者2：証人尋問について、特にわかりにくかったとかいうことはなかったですし、何か違和感を持つという、初めての出来事ですので、こういうものかなということ。先ほどの証拠調べ等もそうですけど、私個人としては、この後にどういうふうに裁判が流れて、評議されるのかということがわからないので、なおかつ我々は最後に判決を出さないといけないという責任の重さがあります。ですから、すべてしっかり、しんどくてもちゃんと聞かないといかんということ、かなり精神的にはしんどかったなというところがあります。

司会者：証人あるいは書証等を通じてお聞きしたいんですが、評議室に戻ってから見直すんじゃなくて、法廷で証拠を見て、あるいは証人の話を聞いて、判断しなければならない事項について判断していくという、それが法律の建前になっていると思うんです。法廷で心証を形成すると法律用語ではいいですけども、事実はどうだったのかなとか、この証人を信用していいのかなとか、そういったことを法廷で判断するという基準で考えたときに、当事者の立証活動、すなわち書証の取調べの仕方とか、証人尋問のやり方とかはそれになかったものであったかどうか、その辺の観点からはいかがでしょうか。

裁判員経験者2：そういった意味では、先ほど1番さんも言われたように、弁護

人も検察官もある程度のストーリーを持って質問をして、それに対して答えを導いているというようなところがありますので、事件を解明していくために必要なことが聞けているという印象はあるんですけど、後ろにはストーリーがあるというようなイメージを持ちながら聞いているので、何も無いところから新たなものを見つけていくというような、そんなイメージというんですか、うまく言えないんですけど、そういうところはなかったんじゃないかなという感覚という、そういうイメージを持ちました。うまく言えなくて申しわけない。

司会者：ありがとうございました。

それでは、45分たちましたので、ここで15分ほど休憩をとらせていただいて、7時から再開ということにさせていただきます。

(18 : 45 休憩)

(19 : 00 再開)

司会者：それでは、再開させていただいてよろしいでしょうか。

今までのところで何か、法曹の参加者の方から御質問や御意見はございませんでしょうか。

裁判官：証拠調べの件ですけれども、1番の方にお尋ねしたいんですけど、写真や報告書の中で少し難しい言葉があったけれども、評議の中で裁判官が説明してくれてわかりやすかったという御意見でした。そうすると、その裁判官の説明を踏まえなければ、検察官が読んだ時点ではわかりにくい部分があったということですか。

裁判員経験者1：全然わからないというわけではないんですが、例えば本当に小さいことなんですけど、言葉の意味がわからないとか、そういうことぐらいで、特に医学的な話になってくるとわかりづらいところもありましたし。あまり詳しくしゃべってもよくないということだったんですけど、凶器の実際の大きさを

かなり上回る傷の深さとかなくなってきたときに、ふつうで考えたらそんなことはあり得ないので何でかなと思っていたところで、こういう事実はこういうことがあると起こり得るんですよというような一言をつけ加えてくださったりとか、そういうところでわかりやすいというのはあったので、全くわからないということではないです。

裁判官：もう一点ですけど、最初のほうに5番の方から、伝票とか、何を食べたかとかわかりにくかったというお話があったんですけど、証拠でそんなのが出てきて、殺意の有無とかにどうかかわってくるのかが証拠調べのときにわからなかったということなんでしょうか。

裁判員経験者5：それは初日だったんですけど、いの一番の発表のときにそれを読み上げてくれはったんですけど、これが例えば後に、そのときは何もわからないで自分たちはやっていますから、被害者が何を食べたとか、そういうのが後になってもしかして関連性が出てくるのかなと思って聞いていたんですけど、後になって考えても何の関連性もあるようには自分らでは感じられなかった。別に3日前に何を食べても、ルームサービスで何を頼んでも全然問題ない。それをいちいち項目を、ラーメンを食べました、おでんを頼みました、それは時間の無駄でしかないと感じたんです。先ほども言いましたように、後でそれがつながってくるのかなと、これを食べたからこうだったのかというのがあるのかなと思って、それこそドラマとかで見ているから、これが後に伏線としてつながってくるのかなと思ったら、別に何のつながりもなく、食べたことだけで終わったみたいな形になったので、何の意味があったのかいまだにわからない。それに時間をとって、先ほど言ったように時間がえらい延びちゃったので、要らないものも結構あるなど。

先ほどの証人の話、証人のことも言おうと思っていたんですけど、特殊な事件で、被告が逃亡していたということもありまして、十数年前の特殊な事件を洗い出してくるということがあったので、証人も難しいのはわかっているんですけど、例えば私らのところの裁判に来た証人の方、お年を召された方、何を

聞いてもわからない，忘れましてというような形の証人が出てきはりまして，この証人も非常に無駄。聞いても思い出せない人を呼んできても意味がないようなことを感じた思いがあります。

もう一つ，拘置所に入ってから知り合いになられた宗教家の方が出てこられて，どれほど改心しているかと，この人はこういう人やと事件後に知り合った宗教家の方が話をする，これも証人として出てこられたんですけど，長々と話をしはりましたけど，これも非常に無駄な話。その当時の人となり知らない人が，宗教の関連からいったら何を言ってもいいほうに言いはるんですから，意味のない証人だったなと。先ほどの証人のところではそういう感想を受けました。

裁判官：1番の方，死体の状況とか，そういうことですけど，これは仮定の質問になってしまうんですけど，死体を解剖された先生なんか証人として出てこられて，これはこういうことですかと，これはこういうことなんですよと，例えばこの大きさというのはこういうことを意味していますよと，言葉で説明されたらもっとわかりやすかったと思われませんか。

裁判員経験者1：わかりやすさは増したと思いますけど，出てきていただく必要はないかと思います。

裁判官：わかりました。どうもありがとうございました。

検察官：資料を見させていただきますと，恐らく1番さんの事件以外は争点に対する証人の方が出てこられていると思うんです。恐らく検察官のほうからの証人が出てくることが多かったと思うんですが，先ほど登石裁判官からもありましたけれども，結局，証人の話していることが真実と言えて，初めて事実と認められるということなんですけれども，法廷で証人が話していることを聞いて，そこまで理解，心証といいますけど，できたのかということ。あるいは，そうではなくて，評議室に戻って皆さんと評議して初めて，裁判官からこの証人の証言はこういう意味があるんだと，そういう説明があって初めて意味がわかったのか，そのあたりはどうでしょうか。

司会者：3番の方，いかがですか。

裁判員経験者3：証人のあまり記憶がないんですけど，それほど重要性があったとは感じられなかったんですけども，それが一番の印象ですね。

司会者：3番の方の参加された裁判では，当初は争いがなかったんですかね。

裁判員経験者3：そうですね。

司会者：途中から殺意がないんじゃないかという形で問題になってきたんですか。

裁判員経験者3：被害者側もそのとき，そのときの答えが違うので，その辺がちょっと違和感があった感じで，証人に関してはあまり重要性というのは感じられなかったですね。

司会者：殺意が争点になって，それについてそれぞれに主張というのが，こういう点からすれば殺意があるんだとかいう主張が改めてそこでなされたわけでしょうか。

裁判員経験者3：はい。

司会者：今お聞きしたのは，冒頭陳述の段階では争点がなく，認めますと。ところが，途中からもしかしたら殺意があるんじゃないかということが問題になってきて，その段階で当事者に冒頭陳述のやり直しなのか何なのかわかりませんが，こういう点からすると殺意があるんです，ないんですというような形の意見は聞いたことになるのでしょうか。

裁判員経験者3：そうです。

司会者：そうすると，それに基づいて被害者証言の，どの段階だったのかわからないのであれですが，あるいは，被告人質問のこういう点を注意して聞かなければいけないとか，そのときには被害者の話を聞きちゃっているのかもしれないけど，どこを意識して聞いたらいいかという点もある程度わかれた上で法廷に入っておられるんですかね。

裁判員経験者3：そうですね。

司会者：そのときに，先ほど検察官のお話しになった，法廷でその点についてどうなのかなという判断がうまくできたかどうかという点ではどうでしょうか。

裁判員経験者 3：あまり証人の印象は、私にとってはすごい薄い感じで受け取っている。それと、評議室に帰っても、あまりその辺の証人についての思いはなかったと思うんですけどね。

司会者：ほかの方はいかがですか。2番さんはいかがでしょうか。先ほどお聞きした点と絡むところだと思いますけど。

裁判員経験者 2：証人の話については、例えば証人の話されているところ、後から評議室に行って、裁判官からあれはこういうことでしたよというようなことで補足をいただくことはなかったと思います。その証人が話したことが物すごく複雑怪奇なようなことはなかったと思います。ただ、何人も証人が続きますので、あの証人がどういうことを言ったのかというのが思い出せなくて、そのときに映像や記録を取っておられたので、それを見返すと、裁判官と一緒に見返すというようなことはありましたし、特に被告人と証人の意見が異なる部分、そこについては何回か見返したようなことがありましたけど、見返したら実際にどういうふうに言っていたかなというところがわかるので、特に補足をいただくようなことはなかったような気がします。

司会者：それでは、ちょっと進めさせていただきます。

そうしますと、書証の取り調べ、証人尋問、被告人質問を通じて、何か全体を見て、証拠調べのときにもう少しこうだったらなとか、そういった観点でのアドバイスとか、今までに出た御意見以外でいかがでしょうか。

重ねて2番さんにお聞きしてもよろしいでしょうか。2番さんの裁判だと、お医者さんが証人として出られたんですかね。ある程度は専門的なことについてお話しされたんでしょうか。

裁判員経験者 2：専門的なことについてもお話しされましたけれども、専門用語について、これはどういうことなのかといったことも補足してお話をされたと記憶しています。ですから、そこで何を言っているんだろうなというようなことはなかったように思います。比較的、具体的に説明をされたと思っています。

司会者：そうすると、先ほどの話題に戻りますけれども、評議室に戻ってどうだ

ったかなと考えなくても、大体法廷で、その場で言っていることはこんなことかなという感じはつかめたということですか。

裁判員経験者 2：そうですね。ちょっと記憶が薄いんですけど、専門的な用語も出されたと思うんですが、それはこういうことですよというようなことをお話しいただいたと思います。

司会者：ほかに何か、今の点でありますでしょうか。この辺はこうしたらいいんじゃないかとか。4番の方、お願いします。

裁判員経験者 4：証人の方が全部無駄だったとは私は思わなかったんですけど、その証人の方よりも、私は被告人に質問したり、聞く時間がもうちょっとあればよかったなと思いました。検察の方や弁護人の方が聞く時間がとても長くて、私たちもいっぱい聞きたかったんです、被告人本人の生の声を。別に私たちは問い詰めたいとか、問い正したいとかじゃなくて、どうだったんですかとか、事実を言っただけならなという思いでいろいろ聞きたかったんですけど、その時間がちょっと少なかったかなと感じました。

司会者：裁判員の方からの補充質問の時間が。それは逆に言うと、それまでの当事者の質問の中で、裁判員の方がもっと聞いてもらいたいということがあったのに、聞いてくれなかったということなんでしょうか。

裁判員経験者 4：そうじゃなくて、この人はどこで真実を語ってくれるんだろうか、真実というか、言いたくないにしても、この人は何を考えているんだろうとか、そういうことを声として聞きたかったんですよ。

司会者：ほかにはありませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、論告弁論についてもお聞きしておきたいと思います。後ほど評議の関係でも少し出るかもしれないんですが、最初に主張の部分と証拠の部分がありますよと、最後の論告弁論というのは、証拠に基づいての主張ですよというような説明があったと思うんですけど、その辺は大体そんなもんかなという感じでおわかりいただいていたでしょうか。

論告弁論のわかりやすさという点、また先ほどの冒頭陳述と同じような話に

なるんですけども、これについてはどのように感じられたか。もし、その点で足りないとすれば、どの辺が足りなかったかという点を御指摘いただけると幸いなのですが。1番の方からいきましょうか。

裁判員経験者1：最後の論告弁論なんですけれども、やはりこれも検察側の方から提出されている論旨と弁護側から提出されている論旨が大きく違っていて、検察側から提出されている論旨に関しては、冒頭陳述要旨と同じく時系列に沿って、争点はこれとこれですよと。その争点を考えるに当たって、これとこれが材料になっていて、結果、こういうことが認められますよというのが非常にわかりやすく書いてあったので、とてもわかりやすい印象がありました。弁護側のほうも同じように文章がずらっと書かれていまして、それを読み上げられる形だったんですけども、正直、最初に渡される冒頭のものと最後の弁論のものの違いがいまいちわからないというか、結局同じことを言っているのではないかなと思ったりというのがあって。特に弁護側は検察側の論告と違って、物としての証拠がこれだけ出そろっているのに、こういうことが言えるんですよということではなくて、本当に感情に訴えるような書き方をされているので、何かしっくりこなかったというか、事実認定という点ではわかりにくいところがありました。

司会者：それでは、3番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者3：私のほうも、検察官の書かれたものはよく理解できるんですけど、弁護士側の長い文章が、ここまで書かないといけないんですかねと。

司会者：ここまで書かなければと言われたのは、量的に長過ぎるということですか。

裁判員経験者3：そうですね。もう少し的確に、論点が理解できるような文章に書ければいいのになと思いますけど。

司会者：内容的には何かありますか。

裁判員経験者3：内容的には、だらだら書いているんじゃないかなと。もう少しまとめて、論点を読むとすぐに把握できるような書き方ができないかなと。

司会者：それでは，5番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者5：私たちの事件は，弁護側からのあれは案外少なかったんですけど，なぜかというと，先ほど最初に言ったように，もしこれが法的には殺意があると認められるものでしたら，逆に弁護側は心情に訴えるしかないような，弁護する証拠みたいなものが少ないから，逆に気の毒やなというのを感じたくらい的を射てないというか。

司会者：殺意の有無に関して，殺意がなかったということに関しての論点が必ずしも絞れていないと。

裁判員経験者5：そうですね。これを改めて読んでも殺意がないという，でも法的に考えたら殺意があると最初に説明を受けていましたから，それからいくとむちゃ振りで書いているような感じすら受ける。

司会者：そういう印象を受けられた原因というのは，どういう点にあるんでしょうか。中身はともかくとして，例えば先ほど御指摘のあった点としては，一つは量が多過ぎるとか，形式の問題とかという面もあったと思うんですが。

裁判員経験者5：そうではないですね。

司会者：中身的に焦点が必ずしも絞られていないんじゃないかということでしょうか。

裁判員経験者5：弁護をしないといけないので弁護をしていたというような印象を受けました。

司会者：そのほかに論告弁論について，法曹の方から何か御質問とかはありませんか。

検察官：3番さんの事件になるんですが，恐らく検察官の論告も相当なボリュームがあったかと思うんです。

司会者：A3で3枚ですね。

検察官：それにもかかわらず，量的に多さを感じなかった，弁護人のほうが多く感じた，その原因はどこにあったとお考えでしょうか。もし御意見があればお伺いしたいと思います。

裁判員経験者3：一つ文章をまとめるのにも，余計なものを省いていただくとか，そういうふうに書いていただいたほうがわかりやすいかなと。

検察官：弁護人の文章というのは，無駄な文章，意味があまり感じられない文章が多く感じたということなんですか。

裁判員経験者3：読まれているときにそう感じましたけどね。だから，読み方にもよるのかもわからないです。ちょっと詰まって間違えたこともあったし。

3 事実認定，刑の重さに関する評議のあり方について

司会者：それでは，時間が進んでいるので，第2の論点である事実認定，刑の重さに関する評議のあり方について入りたいと思います。

評議のあり方ということで，守秘義務の関係が絡んできてしまいますけど，まずどんな感じだったのか，話しやすい雰囲気だったのかどうか。もし話しやすかったとしたら，どういう点が良かったのか。逆に話しにくかったとすれば，どういう点が問題だったのか，その辺をお聞かせいただけませんか。先ほど聞けなかった2番の方からどうでしょうか。

裁判員経験者2：私の場合，話しやすさという意味では，裁判員の方が比較的自ら発言をされる方で，かなり論議が盛り上がったので，そういった意味では非常に話しやすかったかなというふうに思います。裁判官の方も比較的振ってやっておられましたけれども，それ以上に皆さんにしゃべっていたというところが話しやすかったかなと思います。

司会者：4番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者4：私たちの場合も，もちろん皆さんが意見を言う雰囲気はよかったですね。事件はすごく重かったんですけども，最初の日には緊張していたかなという方も，だんだん日が経ってくるにつれて，これはどうなんですかと質問したり，自分はこう思いますと言ったり，裁判官の方もじゃあ何番さんはどうですかと満遍なく振ってくださったり，私たちの場合は評議の雰囲気は，しゃべりやすくてよかったです。

司会者：今、最初はかなり緊張されていたというお話がありましたが、そういった雰囲気が出てくるという点では、どの辺が大事だと思いますか。一つおっしゃっていただいたのは、満遍なく振るということでしたが、そのほかにこういう点も配慮してもらったらいいのになとか、そういうことはありませんか。

裁判員経験者 2：私たちのところは、裁判官の方が3人いらっしゃったんですけど、年齢も満遍なく分かれているような感じで、常に笑顔でした。その辺が場をなごませるような感じだったかなというふうに思いました。

司会者：ほかの方はいかがでしょうか。1番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 1：私もすごく発言をしやすい環境で評議させてもらったと思っています。というのも、4番さんがおっしゃっていたように、最初はどうしても間違っただけを言ったらいけないかなとか、やっぱりプロの方と一緒にしゃべるので、すごい稚拙なことを言ってしまったらどうしようとかいうのがあったので、なかなかしゃべれなかったんですけど、でも満遍なく振っていただいて、一人一人の考えに対して裁判長ないし裁判官の方が、あなたの言っていることはこういうことですよという形で、まとめてくださるではないですけど、そういうふうに一人一人の話を聞き入れて、皆さんにもわかりやすく、こういうことですよと伝えてくれていたので、しゃべりづらさがなかったというか、伝わらないんじゃないかなという心配はなくなりました。

司会者：3番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 3：私たちのところも、裁判官の方がすごく細やかに指導されていたので、すごくいい雰囲気でやらせていただいたと思います。

司会者：それでも、何かこういうところはこうしたほうがいいんじゃないかとか、今後もう少しこうすればというところはないですか。

裁判員経験者 3：そこまでわからないですね。やり方自身がわからないので、私たちはついていくほうで、教えていただいたことが多かったのです。

司会者：それでは、5番の方はいかがですか。

裁判員経験者 5：私も最初に言ったように、緊張感をほぐしていただいて、すご

くしゃべりやすい雰囲気をつくっていただきました。ただ、問題提起ということで一つ言うと、裁判官さんがいなければ進まない。いろんな説明を聞いて、ある意味で言うと先生みたいな。先ほどおっしゃったみたいに、すべてをカバーしてくれる。

司会者：それは要するに、本来であれば法廷で当事者の訴訟活動を聞いて、こういうことなのかな、論点に関してはこういうふうに判断すればいいのかなという、法律用語で心証が取れるということが理想なんですけど、必ずしもそういった形になっておらず、法廷ではもやもやとしたところが残って、それが評議室に来ると、こういうことなんですよということで評議をされているということなんでしょうか。

裁判員経験者 5：評議の席で初めてわかることもよくありました。先ほど聞いたみたいに、わからないことは評議の時点で質問して、裁判官さんにそれを違いますよというような人が一人もいなかった。ある意味で、悪く考えれば、裁判官さんの意向に沿って進んでしまう危険性もゼロではないなというのを途中で感じました。

司会者：今のお話ですと、法廷で必ずしもわからないまま戻って、もやもやとしたところを説明してもらってわかるという、その法廷でわからなかった原因というのはどこにあるんでしょうか。

裁判員経験者 5：先ほどから出ているような専門的なこととか、おかしいなと思ったことを、自然にそういう形ができてしまっているんですね。評議室に戻って、評議室で裁判官さんに説明を受けて初めて理解するというような。

司会者：何度も申し上げているように、本来の理想的な姿としては、当事者が訴訟活動を法廷で行って、主張、立証を行って、それを法廷でということなのかな、じゃあこういうことなんでしょうかという考えの基盤ができて、それに基づいてそれぞれの考え方を評議室で交換して、意見を修正すべきは修正していくことなんですけど、今のお話ですと、法廷でそもそも材料となる部分ができていなくて、つかむことができなくてという状態にあったようですが、その一つ

の原因としては、訴訟活動、第一の論点ですけど、そちらにも問題があったのかもしれないという気がしたんですけど、どうでしょうか。

裁判員経験者 5：正直な話、そこまでどうかというのはわからないんですけど、ほかのあれを見ていないので、私たちの中では教えてもらっているうちに先生と生徒みたいな形の雰囲気になっていたのも事実だと思うんですね。

司会者：先ほどおっしゃっていた、冒頭陳述がよくわからなかったという指摘がありましたけれども、それは何か関係しているんですか。本来であれば、冒頭陳述において、こういったところをちゃんと証拠で見てくださいますとか、こういう構造で立証するから、こういうことを理解していただければいろんな主張がわかるんですよというのが、まず主張としてあらわれて、それから的確な証拠調べが行われれば、確かにさっき言ったとおりだなとか、主張されたとおりだなとかという形で、評議室に戻る前に御自分の心証、こんなことかなというのがわかるから、それにもとづいてお互いの意見を交わせることになるはずなんですけど、そこがなかったということでしょうか。

裁判員経験者 5：一つあれなのは、私たちの携わった事件がかなり昔の事件だったこともあって。

司会者：そうすると、先ほどおっしゃっていた証人尋問自体がかなりもやもやしただ感じだったという点も絡むわけですね。

裁判員経験者 5：例えば、証人尋問の話でいえば、医師のほかには証人がいないわけです。事件発生から年数が経っているので証人で亡くなられている方もたくさんおられたので、争点はそこしかないのです。そうなってくると専門的なことがいっぱい入ってくる。専門的なこと、例えば医学的なことですね。その医師の証人が半日しかいなかったの、あとは頼れるところは裁判官しかなかったわけですね。その辺のところ、どうしてもそういうような形、丸っきりは言いませんけど、雰囲氣的に言うと、もし問題提起するとしたら、ひょっとしたらそういうふうな雰囲気になる裁判も出てくるような気は多少しました。素人ばかり集まっていますからね。

司会者：今までの点について，法曹の皆さんから何かございませんか。

弁護士：刑の重さについてお尋ねしてもいいんですよね。ぜひ一度お聞きしたいんですが，事実認定で殺意とか，あるかないかの認定についての議論がいろいろできて，一つの結論に落ちついていくのかなと思うんですけど，この人には殺意があるとなって，では懲役何年にしようかというような量刑の話になったときに，多分，皆様は裁判をやっておられる方ではないので，何年ぐらいがいいのかなと非常に悩まれると思うんですね。そのときに，量刑についてどういう基準なり，この人にふさわしい量刑はこれぐらいだということをどういうところから導き出されたか。そこで悩むようなことがあったら教えていただきたいなと思います。

司会者：それでは，1番の方からいかがでしょうか。

裁判員経験者1：量刑を決めるときが正直一番難しくて，最初に日本の刑事事件の量刑は，殺人事件だったらマックスで懲役何年ですとか，懲役何年以上はなくて，それ以上は極刑であるとか，無期懲役みたいな形になりますという説明をまず裁判長から受けまして，それを踏まえて検察側から出ている求刑の年数を一緒に考えて，じゃあ大体最初の印象はどれぐらいですかというのでみんなで出し合ったんですね。それから，そこに情状酌量とかの話を入れていって，私個人的には最初に出た印象の年数から，情状酌量の材料を入れていって減らしていく形で，私は多分これぐらいだと思うと最初に決めて，裁判長の話からも殺人事件はこれぐらいで，検察側から出ている求刑もこれぐらいの年数ですと。ここに，この人が殺人を犯すに当たってこういう背景があったからという感じで考えました。

司会者：ほかの方はいかがですか。どうぞ，3番の方。

裁判員経験者3：私を感じたのは，検察側は最初に重い刑を求刑するんだなというのを感じたんです。

司会者：それは，検察側の求刑がやっぱりかなり重いところにくるなという。

裁判員経験者3：本当だったらこれぐらいだろうなという，先に感じていたんで

すけれども、求刑を言われたときは、それよりも大分重い刑を下されたので、検察官はそういう考え方をされるのかなと思ったんです。

司会者：その後、御自分の意見を固められるに当たっては、何かいろいろ迷われましたか。

裁判員経験者 3：いえ、最初からこれぐらいかなと思ってしたのが、やっぱりそれぐらいになったんですけどね。

司会者：検察の求刑が重いから、それはそれでということですね。

裁判員経験者 3：そうです。

4 守秘義務についての意見，感想について

司会者：それでは、2番目の論点はこれぐらいにして、守秘義務について最後にお聞きしたいと思います。皆さんも裁判のときに最初に説明があったと思いますが、裁判員の方にはずっと守秘義務というのが課せられると。その趣旨についても説明があったと思います。そのことについての一般的な感想というか、どういうふうにお考えになっているかをお聞かせいただけますか。まず、2番の方からお聞きします。

裁判員経験者 2：守秘義務については理解もしていますし、そうしないといけないと思いますけども、やっぱり心のどこかには人に言えない、それがうれしいこと、楽しいことだったらいいんですけど、言ってみれば非常にネガティブな内容であるということで、少し負担にはなるんだろうなと。恐らく事件の内容、いわゆる重さによって、それが重くなるんじゃないかなというふうに思います。

司会者：4番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 4：守秘義務に関しては、私の場合は家族にこれをやるよというぐらいで、内容も別に言うこともなかったですし、言おうとも思わなかったので、別に重いと感じることはあまりありませんでした。

司会者：守秘義務というと、一体どこまでが守秘義務の範囲だろうかとか、そういった意味で迷われる方も多いと思うんですが、その点での何か負担とかはあ

りましたでしょうか。1番の方はどうですか。

裁判員経験者1：裁判員裁判に参加するまでに自分が思っていた、ここまではしゃべっちゃいけないというのと、実際に裁判長の方に説明されたのはすごいギャップがあって、意外としゃべっていいんだなという印象が、それが一番強かったです。

司会者：最初はかなり、もうがちがちにしゃべっちゃだめだという感じでしたか。

裁判員経験者1：そういうふうに、私の友達や家族も全部言ったらあかんのやろみたいな感じで、私もそういうふうに思っていたんですけど、裁判の中で話されたことは、一応公開裁判なので大丈夫ですというのを聞いて、意外としゃべっていいんだなというふうに思って、そういう説明をされたので、評議の中で出たことだけをしゃべっちゃいけないんですよというふうにわかりやすく説明してくださったので、そこら辺で迷いみたいなものは特になかったです。

5 裁判員制度全体についての意見、感想について

司会者：それでは、最後に全般を通じて、今後さらに裁判員裁判を続けていくわけですけど、それについて我々法曹に対するアドバイスというか、こういう点はこうしたらいいんじゃないのとか、そういう御意見があったら聞かせていただけますか。5番の方、どうぞ。

裁判員経験者5：さっき言いかけたんですけど、量刑の件についてとかもあるんですけど、今回教えていただいて、裁判員裁判のメンバーの選出に当たって公平性を課すために、全くの何のあれも入らない完全抽せん、無作為でやっているということで、裁判官の方に教えていただいたり、例えば女性ばかりが集まるとか、若い人ばかりが集まるとか、おじいさんばかり集まるような裁判のときもあると。やっぱりそれは確かに必要だと思うんですけど、ある程度はバランスをつけた方がいいような気がします。

司会者：もう少しばらけたほうがいろいろな意見が取り入れられていいんじゃないかということですか。

裁判員経験者 5：偏りがあつた裁判に、もし自分が被告になってしまった場合、あまり偏つたメンバーがそろつた裁判員裁判になってしまうと怖い。多少のあれは入つてもいいんじゃないかなと。

司会者：制度的に無作為抽せんということなんで、なかなかあれなんですけど、将来的な問題として御意見をありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、2番の方。

裁判員経験者 2：自分が参加させてもらつて思ったのは、特に裁判の最初のほうなんですけど、朝に来て選ばれて、いきなり昼から全く非日常的なところに来て、物すごい緊張感の中でストレスを感じながらやっている中で、いきなり裁判で検察側、弁護側からいろんな情報をいっぱい出してこられると思うんですけど、裁判の前半の負担が、途中からはある程度その雰囲気にも慣れてくるんですけど、負担がすごく大きいなと思っています。ですから、そういった中でいかに短時間でしっかりと正しいことが理解できるようにするかというような、例えば事実がこうでありますよとか、検察側と弁護側の違いがどういったところにあるんですかというのが、よりすつと入ってくるというか、わかりやすくやる工夫をしていただいたほうが、より負担を軽減して、よりみんなが同じベクトルを向いて、しっかり論議ができるかといったところにあるんじゃないかと思うので、その辺をぜひ工夫していただきたいなというふうに思いました。

司会者：ほかには、よろしいでしょうか。

6 おわりに

司会者：それでは、法曹の御三方から御感想を一言ずつお願いできますか。まず、磯谷検察官からお願いします。

検察官：本日は大変貴重な御意見をどうもありがとうございました。

裁判員の皆さんのこういった生のお言葉をいただく機会は初めてでございまして、大変参考になりました。特に今回は当事者の主張、立証のあり方という

点についての御意見がありまして、私が一番印象に残ったのは、やはり情報量の問題かなと思いました。冒頭陳述から証拠説明、そして論告弁論に至るまでの間に双方から出される情報が多いんだという御意見がすごくあって、それは今後、我々検察官、あるいは弁護人を通じて、結局は何を皆様を示すべきなのかという点、何を立証しなければいけないのかというところをもう少し慎重に選択してやっていかなければ、負担の問題もそうですし、わかりやすさの問題にもつながっていくのかなというふうに思いました。

検察官をやっていると、どうしてもいろんな事実を法廷で明らかにしなければいけないというふうな気がしていて、その点について取捨選択がなかなか難しい部分があったんですが、やはり今日の御意見を伺って、わかりやすさを第一にして、何を立証すべきかということをもう少し慎重に検討していかなければと思いました。どうもありがとうございました。

司会者：それでは、岩倉裁判官、お願いします。

裁判官：今日は貴重な御意見をどうもありがとうございました。

皆さんのお話を聞いていると、本当に緊張の中で最初に臨まれると。そこで、聞き慣れない言葉や圧倒的な情報が流れ込んでくると。その中で争点に関して一生懸命考えようというふうに臨まれている皆さんの御努力を改めて感じて、本当に敬服しました。

その中で、やっぱり証拠とかを見るともやもやする部分があると。その場ではなかなかわかりにくい部分がある。そのために裁判官が説明するというふうな状態があります。これは、先ほど登石部長が言われたように、あるいは5番さんが指摘されたように、決して望ましい形じゃない。法廷で皆さん自身がすっと腑に落ちるというふうな審理があるべき理想だというふうに思います。それは、やはり検察官、弁護人がやることではあるんですけども、裁判官は関係ないのかというと、そうではない。公判前整理において、検察官や弁護人と一緒に、そういうふうな緊張感の中でなれないところに立たされる裁判員の皆さんの視点で、どういうふうな審理がわかりやすいのか、どういうふうな工夫

が必要なのかとさらに考えていかなくちゃいけないというふうに思いました。
それを改めて肝に銘じて、これからの裁判員裁判に臨んでいきたいと思えます。
本当にありがとうございました。

司会者：それでは、西谷弁護士、お願いします。

弁護士：本日は貴重な御意見をありがとうございました。

私は以前から裁判員の方、日本の裁判員の方って本当にまじめに、真摯に取り組んでくださっているなと思っていました。以前、控訴審で記録を見たときに裁判員の方の招集通知を見たことがあって、本当に真摯にその段階から向き合ってくださいているなと感じたんですけど、今日お話を伺って、初めて見る刑事裁判で、専門用語も並ぶ、難しい言葉も並ぶ中で判決を出さなければならぬという責任を感じて、全部理解しよう、何とかして理解しようという、真摯に見てくださっているんだなということを改めて感じました。

その中で、やはり弁護人と検察官との主張はどこが違うのか、この被告人の何を理解してほしいのか、それをちゃんと弁護人が形にして皆様にお伝えしていくことがすごく大切なんだと改めて思いました。冒頭陳述や弁論、ちょっと弁護人側は負けているようでございまして、これからいかに工夫していくかということが大切かなと思っております。

本日、量刑についての意見をもうちょっとお聞きしたかったところで非常に残念、心残りなんですけど、非常に貴重な御意見をいただいたと思っています。
どうもありがとうございました。

司会者：それでは、記者の方から何か御質問があればしていただくということにしたいと思えます。

記者：今日は貴重なお話をありがとうございました。

4番さんと5番さんにお聞きしたいんですけども、先ほど冒頭陳述の中で非常に情報量が多いというようなこと、最初からわっと入ってくるというようなことをお話しされていたと思うんですけど、冒頭陳述にかかる時間の長さが気になられたのか、全体的にもうちょっと短いほうが簡潔に聞けたのか、それ

ともポイントを絞ってほしいという，ここの部分について最初からもっと聞き
たかったという意味なのか，ちょっとそこら辺をもう一度教えていただけたら
など。

司会者：では，4番さんから。

裁判員経験者4：時間の長さというよりも，ここが重要なんだ，ここの部分に重
要な部分が含まれているんだというのをもっとわかりやすくまとめていただき
たかったなというのが私の感想です。

裁判員経験者5：情報量が多いというよりも，私が先ほど言ったみたいに，要ら
ないことが多かった。要らないこともたくさん含まれているので，大事なこと
が逆に薄れてしまう。だから，本当に大事なことだけを集中して審議をしてい
ただいたほうがよかったのかなと。

司会者：ほかにありますでしょうか。

記者：今日はどうもありがとうございました。

一点，今日の評議のあり方というところに関係するんですけど，量刑を決め
たり，有罪かどうかを決める際に，多数決のような形でやられているところ
があると思うんですけど，この決め方について実際に評議のときにどう思ったと
か，その後に振り返ってどう思ったとか，全員一致がいいとか，それは難しい
んじゃないかとか，思われたことがあれば，ある方で結構ですので御意見をい
ただけたらと思いますけれども。

司会者：いかがでしょうか。評議の採決の仕方については過半数で，かつ裁判官
が一人その中に入っていなければいけないということで説明があったと思うん
ですが，このことについて御意見はございませんか。では，1番の方どうぞ。

裁判員経験者1：量刑を決めるときは，それぞれが思う年数を出してみようとい
うことになるわけですけど，裁判官と裁判員を合わせて9名いるので，最終
的に多数決というやり方自体は仕方がないかなとは思っています。でも，じゃあ
少数派の意見はどこに行ってしまうのかなという疑問は少し残るところではあ
りました。

司会者：そうすると，気持ちとしてはもっと時間をかけて，みんなの意見が一致するまで徹底的にやるようなイメージでしたか。

裁判員経験者 1：ある程度まとまるころまでいくのかなと思ったんですけど，そんな中で多数決で決めてしまわいましょうでいいのかなと思ったりはしました。

司会者：ありがとうございました。よろしいですか。

記者：もう少し時間が長ければよかったとか，そういうのはなかなか言いづらい感じですか。

裁判員経験者 1：そうですね。えっつ，もう終わりという感じはそのときにあったので，ほかの評議で使った時間と全く同じ時間を使ってほしいとまではいかないんですけど，一番時間をかけても，もう少しかけてもいいんじゃないかなというような印象は残りました。

司会者：ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

記者：今日は本当にありがとうございます。

聞きたいことがあるんですけど，特に 2 番さん，4 番さん，5 番さんがおっしゃっていた，一番初めに 2 番さんがおっしゃっていた，弁護士も検察側もある程度のストーリーを持って答えを導いているという話をされていて，4 番さんは声として本当のことを聞きたかったというお話をされていて，多分それが本音だとは思うんですよ。本当はどうだったのかということを知りたいというのが。ただ，そうすると恐らく時間ももっと長引いてしまうし，拘束時間が長いというお話も出ていましたけど，身体的にも精神的にも負担が多くなると思うんですけど，その点はどういうふうに。例えそれが多くなったとしても，もっともっと被告人の思いを知りたいと，もっと時間を長くして聞きたいと思うのか，そこまでしなくても，やり方を変えてしてほしいというふうに思うのか，どうかなというのを。

司会者：いかがでしょうか。

裁判員経験者 4：私の場合は，聞こうと思ったというか，もうちょっと聞く時間

があると思っていたんですよ、逆に。そして、聞いて、これはどうだったのですかというふうに聞いてみても、「いや」とか「えっつ」とおっしゃっていたので、それが理解しづらかったので、もうちょっと具体的に、「はい」とか「いいえ」でも構わないので、自分はこう思っています、このときはこうでしたとかいうふうにちゃんと答えてくださったらよかったなという意味なんです。もうちょっと時間が欲しかったなというのも多少あります。

司会者：どうぞ5番の方。

裁判員経験者5：私たちの裁判では、別に時間を長くしてほしいということではなくて、専門家の方がやっておられることだから間違いはないんだろうとは思いますが、もっと突き詰めていただきたい、時間を割いていただきたい部分と、どうでもいいような部分に時間を費やしている部分との差がある。だから、この部分を削って、こっち側に、先ほど4番さんが言っておられたみたいに、どこかの時間を減らしてでも被告の方の声、発言の機会というんですか、それを与えてあげられる時間は十分に同じ時間帯の中でもつくれたんじゃないかと。要らない部分を省いて、一番中心に持ってくる部分を、私たちが考えているのと違う部分に時間を割いていたなというような感じがありました。

だから、もっと時間を長くしてもあれですけど、例えば、これは無理なのかもしれないですけど、私たちの今回の裁判は医師と被告の主張が違うということなので、医師の方にもう少し時間を割いていただいて、医師の方が言ったことに対して被告がどういうふうな反論というような部分のところをもっと明確にさせていただいたほうが、判断基準が、一番大事なところはそこだったような気がするので、そこに時間を割いていただけたら、もっと判断しやすかったと。何を食べたとかという時間を省いてでも、そこに持っていいただけたら十分に判断の材料にできたんじゃないかというようなことです。

司会者：どうぞ、3番の方。

裁判員経験者3：私は裁判官のほうの味方をするんじゃないですけど、それは裁判官のやり方で、私たちの裁判はちゃんとした時間もありましたし、聞く機会

もいっぱいありましたし、量刑についての評議も時間をいっぱいとりましたから、だから裁判官の進め方によってすごく変わってくると今感じたんですけどね。だから、1番さんの裁判官の方と私たちの裁判官、量刑の決め方がちょっと違うみたいな感じがしました。

司会者：ありがとうございました。2番さん、よろしいですか。

裁判員経験者2：もっと本当のことを聞きたかったのかどうかという話なんですけれども、ちょっと思い返すと、裁判が始まって、冒頭陳述があって、証拠書類の取り調べがあって、証人がずらっと続くわけですね。私の裁判の場合は、証人と証人の間に休憩が20分しかなかったということで、今度はこの証人が来ます、今度はこの証人が来ますと、何か聞いてみたいことはありますかという話があったんですけど、先ほど言いましたように、いきなり初日に来て、こんな事実があります、こんな事実がありますとばっと情報が入って、頭をうまく整理できない中で次に証人が来ます、証人が来ますと、何を質問したらいいのかなというのをしっかりと考える時間がもうちょっと必要なんじゃないかなというのはふと思いました。そうすると、もうちょっとこんな質問をしたらいいんじゃないかというようなことが、もっと聞きたいことが聞けたのかもしれないというふうに思いました。

司会者：2番の方、5人ぐらい証人が出てきたんですかね。あと被告人質問があって、それで4日半ぐらいで。

裁判員経験者2：そうですね。

司会者：ありがとうございました。よろしいでしょうか。

ほかにないですか。

それでは、長時間にわたり本当にどうもありがとうございました。今日の貴重な御意見を今後の実務の参考にさせていただきたいと思います。

これで閉会ということにさせていただきます。

以 上